

議員全員協議会会議録

令和 3 年 7 月 1 3 日

宮 古 市 議 会

令和3年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月13日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
閉 会	8

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和3年7月13日（火曜日） 午後1時00分

場 所

市議会 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）宮古市過疎地域持続的発展計画案について

出席議員（21名）

1 番 白 石 雅 一 君
3 番 西 村 昭 二 君
5 番 小 島 直 也 君
8 番 佐々木 清 明 君
10番 伊 藤 清 君
12番 高 橋 秀 正 君
14番 竹 花 邦 彦 君
16番 落 合 久 三 君
18番 加 藤 俊 郎 君
20番 田 中 尚 君
22番 古 舘 章 秀 君

2 番 木 村 誠 君
4 番 畠 山 茂 君
6 番 鳥 居 晋 君
9 番 橋 本 久 夫 君
11番 佐々木 重 勝 君
13番 坂 本 悦 夫 君
15番 長 門 孝 則 君
17番 松 本 尚 美 君
19番 藤 原 光 昭 君
21番 工 藤 小 百 合 君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

〔説明事項〕（1）

企 画 部 長 菊 池 廣 君

企 画 課 長 多 田 康 君

企 画 調 整 係 長 松 橋 慎 太 郎 君

主 査 小 向 博 子 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 下 島 野 悟

次 長 前 川 克 寿

主 任 佐 々 木 健 太

開 会

午後1時00分 開会

○議長（古舘章秀君） ただいまから議員全員協議会を開会します。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件となりますので、皆様スムーズな議事進行にご協力をよろしくをお願いします。

○

説明事項（１） 宮古市過疎地域持続的発展計画案について

○議長（古舘章秀君） それでは説明事項の１、宮古市過疎地域持続的発展計画案についてを説明願います。菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） それでは、宮古市過疎地域持続的発展計画案についてご説明申し上げます。議員の皆様におかれましては既にご承知のことでございますが、宮古市では平成17年6月6日の合併に伴って、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法と呼ばれるものにつきまして、過疎地域に指定されております。この旧過疎法において、宮古市過疎地域自立促進計画を策定し、地域の活性化に努めてきたところでございます。旧過疎法では本年3月末で期限を迎えまして、これにかわり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に施行されました。この新過疎法においても過疎地域に指定されたことに伴って新たに宮古市過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。この計画につきましては、その策定方針を去る5月17日の総務常任委員会でご説明いたしました。本日はその策定方針に基づいた宮古市過疎地域持続的発展計画案が出来ましたので、全員協議会の場でご説明するものでございます。詳細につきましては多田企画課長のほうから説明させていただきます。

○議長（古舘章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） それでは私のほうから宮古市過疎地域持続的発展計画案についてご説明を申し上げます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

それでは表紙おめくりいただきまして資料のほう順に説明させていただきます。先ほどの部長とかぶる部分、それから前回、委員会にて説明した策定方針等、重複する部分でございますので少々はしりながらご説明を申し上げます。

計画策定の趣旨については先ほど部長から申し上げたとおりでございます。過疎法の目的についてもそのとおり、今回持続的発展計画ということで持続的発展というキーワード、それから人材の確保及び育成という言葉が追加されたというような部分でございます。

3の計画策定に係る規定等でございます。これも策定の際に若干ご説明を申し上げたところでございますが、繰り返えさせていただきます。過疎地域持続的発展市町村計画については法に基づいて位置づけられてございまして、市議会の議決を経て定めることができるということにされておるところでございます。

（２）番につきましては、市町村計画で定める事項ということで、おおむね盛り込む事項について列記をされているところでございます。1番につきましては地域の持続的発展の基本方針を定めることとしてございます。②番は地域の持続的発展に関する目標を定めることとしてございます。それから3番は計画期間を定めるというものでございます。④は、持続的発展のために実施すべき施策に関する事項ということでおおむねこういう事項について盛り込むという項目出しがされているところでございます。後ほど説明させていただきます発展計画の章立てと主に同じような項目になってございますのでごらんいただければと思います。片仮名のイで

ございますが、移住及び定住並びに地域間交流の促進、並びに人材の育成に関する事項、それからロには農林水産業、商工業、情報通信産業ということで情報通信産業が新たに追加されてございます。ハについては地域における情報化ということでこちらについても情報化が追加をされたという部分。それからニにおきましては交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保ということで新たに追加された部分でございます。ホは従前どおり生活環境の整備が残ってございます。ヘにつきましては子育て環境の確保ということで新たに特出しをされてるところでございます。トは従前どおり医療の確保に関する事項でございます。資料おめくりいただきまして2ページにまいります。続いて、チ、リ、ヌは従前どおりでございます。教育、集落、地域文化の事項でございます。ルについてはこれも新規でございますが、地域における再生可能エネルギーの利用に関する推進ということで、項目が追加になってございます。それから⑤として市町村計画の達成状況の評価を行うんだということで新たに特出しをされているところでございます。それから⑥についてはその他ということになってございます。

それから（3）も新規でございます。産業振興促進事項を定めるということになってございます。過疎地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興というのは従前どおりでございますが、今回新たに情報通信産業というものが追加になっているところでございます。

それから（4）につきましては、総合計画、総合管理計画との関係ということで、それぞれの計画で調和を保ちながら適合するように定めることというふうに定義をされてございます。

5については、都道府県への協議ということで岩手県との協議を経て、それから6番、公表と主務大臣への提出ということで手順が定められているところでございます。それから大きな4番でございます。これも今さらの話でございますが主な財政支援等ということで、1番は国庫補助率のかさ上げということで小・中学校の学校整備。それから保育所等の整備につきましては国庫補助率のかさ上げが用意されてるのが一つ。それから2番目については過疎対策事業債いわゆる過疎債の充当が定められてございます。過疎債につきましては充当率が100%、それから償還につきましては交付税措置が70%ということで従前どおりでございます。対象事業につきましてはハード、ソフトそれぞれ定められてございましてごらんのとおりでございます。それから3ページにまいります。計画案の概要でございますが、作成に当たって留意した事項を若干申し上げます。構成につきましては総務省のほうから作成例が参考として配られてるところでございます。本文については前期の過疎計画の計画、それから現在実行してございます宮古市総合計画、それらを参考にしながら作成をしてございます。また今年度の当初に公表いたしました令和3年度宮古市経営方針に合わせて時点修正を行いながら文言の整理を加えてきたというものでございます。

（2）のポイントでございます。計画文については後ほど簡単にご説明をいたしますが、前計画とどこが変わったかというところを文言のキーワードをお出ししながら整理した表ということになります。キーワードの一つ目でございますが、SDGsの記載を加えてございます。基本的な事項の中の基本方針ということでSDGsに沿った考え方ということで文言を追加してございます。それからキーワード2点目、新型コロナウイルス感染症の対応でございます。これも多岐にわたって書いてございますが、基本的な事項の中の行政、それから財政、これらの項目に感染拡大の影響を記載をしたというところでございます。それから持続的発展の基本方針の中の産業の振興の分野についても感染拡大の影響、それから支援策の方向性についての記載を加えてございます。それから分野別で申し上げますと観光、港湾、医療の確保、医療体制の整備というようなところに感染拡大の影響、それらに対する対応策を記載をしてございます。対象のページについては、右側のとおりでござ

ざいます。それから目標設定と評価につきましては、基本目標の中の将来指標、総合計画で定めている将来指標と同様に定めてございまして、一つは人口、それから二つ目は所得、それから三つ目は市への愛着度、定住意向ということで総合計画と同様の目標を掲げながら取り組んでいくということとしてございます。それから評価の部分でございますが、達成状況の評価につきましては基本的には行政評価を重ねながら過疎計画の評価をしていくというような記載にしております。それから総合管理計画との整合性についてでございますが、宮古市公共施設と総合管理計画との整合を図るということで、基本的な考え方のほうに記載をしております。あと個別、施設類型が出てくる分野につきましては、課題と再配置の方向性について総合管理計画を見ながら転記をしているというような状況でございます。

資料4ページのほうに参ります。引き続きキーワードが続きます。新しいキーワードとして移住、定住を掲げてございます。冒頭申し上げたとおり移住、定住、地域間交流の促進、人材育成ということで施策区分に追加をされているところでございます。これに伴いまして、現況の取組、それから課題、それらの対策を今回整理をさせていただいているところでございます。それから次の課題でございますが、デジタル化ということで行財政の状況のところに行政分野についてデジタル戦略の考え方を記載をしているところでございます。それから地域における情報化ということが施策区分に追加されてございますので、これも現況と課題、それらの対策を整理しているところでございます。

次のキーワード、交通でございますが、交通も新たに項目立てをしておりますので、各種交通施設の整備、交通手段の確保につきまして現況と問題点、その対策を整理して書いてるところでございます。

それからこれも新規でございます、再生可能エネルギーの分野でございます。再生可能エネルギーの利用の推進ということで施策区分に追加されているところでございますが、現況の取組それから課題、それらに対する対策ということで記載を加えてございます。

それからキーワード最後でございますが、過疎地域持続的発展特別事業ということで移住、定住、担い手確保、人材育成に係るソフト事業、主にソフト事業を今回記載を追加をしているところでございます。

それから資料5ページからは事業計画の一覧ということになってございまして、様々事業を掲げてございますのでそれを一覧表に項目ごとに直したものでございます。基本的に総合計画の実施計画で掲げている事業を列記してございます。そのうちソフト事業につきましては、太字で下線を引いて表示をしております。それから総合計画の実施計画に載ってなくて今回過疎計画に位置づけた事業については網かけをして強調してございますので、はしりながらご説明を申し上げます。施策の1でございますが、ソフト事業、太字で表示をしております。移住、定住、人材育成の分野、移住、定住促進事業、それから市民協働推進事業ということでソフト事業の可能性を残してここに頭出しをしております。

それから次のページ、6ページにまいります。こちら産業分野でございますが、ソフト事業を掲げてございます。第一次産業に関わる部分ということで農業、林業、漁業に対する担い手確保対策事業を掲げてございます。それから商工業6次産業化ということで産業振興補助事業をこちらのほうに計上してございます。それから3の情報化でございます。これも新たに追加したソフト事業、デジタル技術活用ということでICT活用事業を位置づけてございます。

それから7ページに飛んでいただきます。交通分野の後ろのほうになってございます。過疎ソフトのうちの公共交通の下のほうにデマンド交通運行事業ということで先日委員会のほうでも今後の見通しということで説明をさせていただきました。宮古市内でもデマンド交通を導入していきたいというふうに考えてございますの

で、そのソフト事業についてこちらに新規に位置づけたというものでございます。

それから10のその他でございます。その他の網かけ太字でございますが、市道新川町保久田線無電柱化推進事業ということで末広町の無電柱化に続く市道の延長線上にある新たな新川町保久田線の無電柱化事業を位置づけたというものでございます。

それから8ページにまいります。こちら生活環境の整備の（7）番、ソフト事業を位置づけたものでございまして防災、防犯に関して自主防の組織育成の強化支援事業が一つ。それから地域防災力向上促進事業ということでソフト事業を位置づけでございます。

それから1ページ飛びまして、最後のページ10ページにまいります。こちら上のほうは8番の教育分野のジャンルでございますが、千徳地区体育館改修事業ということで、新しく位置づけたところでございます。

それから10の地域文化でございます。ソフト事業を位置づけてございます。地域文化振興事業ということで、民俗芸能、記録保存事業が一つ。それから文化財保存活用地域計画策定事業、文化財保護事業、文化財公開活用事業ということでソフト事業を位置づけたところでございます。

それから11番が新規の再エネの項目になります。再エネ事業の再エネ利用事業ということで、再生可能エネルギー導入調査事業、再生可能エネルギーゾーニング調査事業ということになってございます。

それではお手元の本文のほう、章立てのみちよっと説明をさせていただきますので、持続的発展計画案をごらんいただければと思います。表紙をおめくりいただきますと、最初目次が並んでございまして1番の基本的事項から次のページ13番までということになってございます。1ページから基本的な事項ということで市の概況等が続いていくというところでございます。

10ページをお開きください。こちらが基本的事項のうちの（4）持続的発展の基本方針ということで、今回の持続的発展計画の方針を定めたところでございます。冒頭のほうは過疎地域の役割ですとか、それから地方創生の取組の部分、それからSDGsとまちづくりの方針の部分に記載してございます。最後のほうには計画の位置づけをお示しをしながら基本的な考え方のほうに記載してございます。アの基本的な考え方以降につきましては総合計画で示した考え方と同様でございます。都市の将来像であるとか、それからウの基本的な方向ということで、ほぼ総合計画をなぞってこの辺は進んでるということになります。

続いて14ページをお開きください。こちらには過疎計画、過疎の持続的発展計画に位置づける基本目標ということで（5）持続的発展のための基本目標を定めてございます。これも先ほど来申し上げてるとおり総合計画と同じ目標を掲げているところでございまして、一つは人口でございます。それから二つ目が中ほどの所得でございます。それから最後が下のほうに書いてございます、市への愛着度、定住意向高めていくんだということでこの三つの基本目標を定めているというものでございます。

それから右側の15ページにいきますと、この計画の達成状況の評価ということでこれも新たに位置づけられてる項目でございまして、本市の場合ですとこの計画の達成状況の評価は行政評価を中心に行っていくということを明文化してございます。それから次の（7）には計画期間ということで、この計画の計画期間を書いてございます。令和3年度から令和7年度までの5年間ということで計画期間を定めてございます。それから（8）には宮古市公共施設等総合管理計画との整合ということで既に定めてございます総合管理計画との整合、それから基本方針に基づいてこの計画も実施してまいりますというようなことを明記しているところでございます。

それから17ページをお開きください。ここの2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成というところから本編ということになります。2の項目についてはこれが新規に加えられた移住、定住、地域間交流の促進人

材育成ということでこれも総合計画のほうを引用しながら、時点修正を加え、経営方針等を交えながら書き込んでおるところでございます。

19ページには、3として産業の振興の項目でございます。農業、林業、水産業それぞれのジャンルごとに記載を加えたところでございます。

33ページをお開きください。33ページの下段のほうには（4）産業振興促進事項ということで、これも新たに過疎計画に位置づけられたものでございます。産業振興促進区域を定め、それから振興すべき業種を明示するという項目でございます。産業振興促進区域は特定せず市内全域ということとしてございます。業種についてはこれまでもございました製造業、農林水産物等販売業、旅館様に加えまして今回新たに加えました情報サービス業等というものを加えて書いてございます。計画期間については本体の計画と同じ令和3年度から令和7年度までということで5か年を設定をしてございます。

それから35ページには、これも新たに加えられました地域における情報化ということで各問題点、課題、対策等を列記してございます。

それから38ページからは5番として交通施設の整備交通手段の確保ということで、都市間の交通、それから公共交通等についての記載を加えてございます。

それから45ページにまいりますと、ここは6番ということで生活環境の整備ということで水道廃棄物住環境等の記載があるジャンルでございます。

それから55ページ、55ページもこれ新たに特出しをされました子育て環境の確保、それから高齢者等の保健福祉の向上及び推進という部分でございます。保健分野、高齢者、子育て地域福祉というようなジャンルについての記載でございます。

それから64ページに参ります。今度8番、従前からの項目でございますが医療の確保ということで医療体制、医療保険制度、医療保険体制というような部分を記載をした項目でございます。

それから67ページにまいります。教育の振興、これも従前どおりでございますが、学校教育であるとか社会教育、生涯学習等について書き込んだページでございます。

それから次が77ページです。11番、地域文化の振興等ということで芸術文化であるとか文化財と先ほど項目立てをしてございます文化財の振興、そういうものについての記載を加えてございます。

それから80ページにまいりますと、12番ということで再生可能エネルギーの利用の推進ということで新たに加えられました再エネに関する項目、それから82ページには13番として、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで項目を起こしているところでございます。再度、本体の薄いほうの資料の最終ページ、10ページにお戻りをいただきます。

6番として今後のスケジュールを簡単に書いてございます。既に素案の部分です。県との事前協議した協議をスタートさせているところでございまして、様々の指摘事項をいただきながら現在修正作業を加えてございます。パブリックコメントにつきましても先週から公開をさせていただいて、現在意見募集中ということで修正作業を並行して進んでございます。本日が市議会への説明ということになりますので、後ほど意見聴取したいというふうに考えてございますので、お手数ですが取りまとめをお願いできればというふうに考えてございます。8月入りますと、8月の頭に経営会議でございますので市の内部での案の確定を8月の上旬に図りたいと。そして県への正式協議に持込みたいというふうに考えているところでございます。その後、修正のほうを加えまして9月の定例会議において議案として提出したいというふうに考えてございますので、改めてこちらで

審議いただければというふうに思っています。議決後、国へ提出をし確定というような流れで進んでいきたいというふうに思っています。それでは計画案ちょっとページ多くなりますので、後ほどごらんいただくことになろうかと思しますので、よろしくご審議いただければと思います。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。質問がないようですので質疑を終わります。説明は退出成績してください。ご苦労さまでした。

それではこの件に対する今後の取扱い及び日程等について事務局長から説明願います。下島野事務局長。

○事務局長（下島野悟君） ただいま担当課のほうから説明がございました。今後の流れについて説明させていただきます。先ほど最後の今後のスケジュールというところでもご説明がございましたが、この計画案への議会からの意見あるいはパブリックコメントを踏まえまして成案が議案として9月の定例会議に上程される予定となっております。今回の計画でございますが、前計画の過疎地域自立促進計画の策定時のことでございますが、この前計画のときには当局の説明から最後審査まで一貫して総務常任委員会が行っていたという経緯がございます。それで今回全員協議会で計画案の説明を行ったところでございますが、所管であります総務常任委員長の判断を仰ぎまして、市からの説明の段階は議員全員で聞いたほうがいいだろうという結論となったところでございます。しかしながら、今後の委員会の審査というふうに入っていくということになれば、いずれかの委員会に付託になると。そうしますと、事務局的には、前回と同じく総務常任委員会の所管になるのではないかなと考えておりますし、ということになれば、計画案への意見につきましても所管の総務常任委員会が行うことで整理することがよいのではないかというふうに今考えておるところでございます。以上のようなことから今後当局とのやりとりにつきましては総務常任委員会が行うということで、他の委員会の皆様にはご了承いただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） それではこの件についてはこれで終わります。予定していた説明を全て終了いたしました。その他に移ります。皆さんから何かございませんか。ないようですので、これをもって議員全員協議会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時29分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀